

# 本会のコンプライアンス体制の強化に関する事項

## 改正規則等

登録規則  
登録規則細則

## 改正事項

本会のコンプライアンス体制の強化に関する事項

## 改正理由

本会は、法令、社会倫理や規範を含む様々なルール等を遵守するため、コンプライアンス体制を構築し、その維持に努めている。

近年、国連及び各国は、国際社会の平和及び安全を脅かす国、個人及び団体を制裁対象として指定し、制裁を課している。これは、制裁対象に何らかの便宜供与を行なっているものに対しても同様に課すこととなっており、本会の船級検査及び条約検査についても例外ではない。また、近年サブスタンダード船の存在が国際的にも問題視される中、本会においてもサブスタンダード船の減少に注力しているところであるが、本会検査員の再三の是正勧告を無視し、結果 PSC により拘留される船舶も一部存在する。

このような船舶が本会船級船として登録されていることにより、本会の社会的信用が棄損され、結果、本会船級船全体の評価の低下に繋がりがねない悪影響を及ぼすこととなる。

このため、コンプライアンス確保の観点からも、本会登録船全体に不利益をもたらす可能性のある船舶の船級及び設備登録の消除及び登録の拒否を明記するべく、関連規則を改めた。

## 改正内容

本会及び本会船級船の社会的信用を棄損する若しくは悪影響を及ぼすと本会が判断した船舶（例えば、以下の船舶）に対し、船級及び設備登録の消除及び登録の拒否をできる規定（「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」1.4-3 規則）を引用し、船級及び設備登録の消除及び登録の拒否ができる旨登録規則に規定した。

- ・ 国連決議等により制裁の対象となる船舶
- ・ 船級維持の前提となる適切な保守・運航が行われておらず、規則適合に疑いがある船舶について、特別な検査を実施した結果、規則に適合していないと判断した船舶

## 改正条項

登録規則 2.1.1, 2.7, 3.1.2, 3.7  
登録規則細則 2.2